

ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答案
2	第1章	2	(5)	ア	(ア) (イ)	f	集中監視制御システム更新事業の対象施設	水質モニタ（全8箇所+予備1箇所）と予備1箇所の記述がありますが、予備1箇所とはどのような扱いで考えればよろしいでしょうか。	予備1箇所については、削除いたします。
2	第1章	2	(5)	ア	(ア) (イ)	g	集中監視制御システム更新事業の対象施設	新設対象設備 取水施設（25箇所）、撤去対象設備 取水施設（23箇所）で数が異なります。差異についてご教示願います。	この差異については、旧中央浄水場系井戸分になります。
7	第1章	2	(9)				表 4 事業スケジュール（予定）	事業期間18年のうち、当初の1年は、要求水準書P26第3章1(5)運転管理業務の期間に記載の準備期間とし、現行の業務受注者からの引継ぎ及び業務の修復を行う、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
7	第1章	2	(9)				表 4 事業スケジュール（予定）	事業スケジュールでは、事業契約の締結は令和8年3月下旬とあり、一方第3章1(5)では、契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間と定められております。現在委託されている運転管理業務の期間が令和8年3月までとお聞きしているため、必要な運転人員を確保して、契約上の履行義務を負う時期は令和9年4月1日からと理解すればよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
7	第1章	2	(9)				表 4 事業スケジュール（予定）	事業スケジュールでは、事業契約の締結は令和8年3月下旬とあり、一方第3章1(5)では、契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間と定められております。その準備期間に応じた新規受託側の体制構築費用は事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
9	第1章	3	(1)				NTTアナログ回線について	「NTTアナログ回線については、2029年3月31日にサービス提供の終了～求められる。」とありますが、想定している回線方式等についてご教示願います。また事業期間中にNTTが回線方式・提供サービス内容を変更した際に改造が必要となった場合、その費用は貴市でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	回線については、フレッツ・VPNワイド、もしくはフレッツVPNプライオを想定しています。記載の状況は、事業者の責によらない事由になるため、市の負担となります。
9	第1章	3	(1)				NTTアナログ回線について	「NTTアナログ回線については、2029年3月31日にサービス提供の終了～求められる。」とありますが、通信事業者（NTT）と事前協議はなされているということでしょうか。通信事業者の工事が本事業の工事工程に影響をきたすものがございますので、通信事業者による工事時期・内容を明記いただけますようお願いいたします。	通信事業者との調整については、受注者が行うことを想定しております。
10	第1章	3	(2)	ウ	(ア)		留意事項	本要求水準書に明記されていない事項であって、当然必要な業務等とは、どのような業務を想定されていますでしょうか。	本要求水準書で定めのない想定外の事象に伴う業務を想定しております。そうした業務が発生した場合の追加費用については、不可抗力による損害として、契約書案において示します。
11	第1章	4	(1)				用語の定義	集中監視制御装置の用語定義に特殊電源装置があります。こちらは本事業の更新外かと思いますが、何故、用語定義に含まれているのでしょうか。	更新対象外のため、用語定義から削除いたします。
11	第1章	4	(1)				用語の定義	遠方監視制御装置の用語定義に分電盤、特殊電源装置があります。こちらは本事業の更新外かと思いますが、何故、用語定義に含まれているのでしょうか。	更新対象外のため、用語定義から削除いたします。
12	第1章	4	(2)				関連工事	集中監視制御システムの設計施工期間中に関連工事が実施される予定である場合、その入出力点数の変更に伴う改造は別途業務として取り扱われるとありますが、本事業の事業契約に基づく、発注者による条件の変更として取り扱われるものと理解すればよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
12	第1章	4	(2)				前提条件	「なお、北部着水井・混和池更新工事（その他、表5関連工事含む）により、集中監視制御システムの入出力点数が変更となりますが、本事業の設計施工期間において、北部着水井・混和池更新工事に伴う集中監視制御システムの改造が必要となった場合であっても、別途業務として発注を行う」との記載がありますが、これは上記工事で必要となった改造工事を貴市より別途本事業の受託者に発注いただくとの認識で宜しいでしょうか。また本改造工事により設計施工期間の延長が必要となった場合は変更を認めていただけるのでしょうか。	改造工事は本事業の受託者に別途発注するのにかについては、その認識で相違ありません。工期の延期については、NTTのサービス提供の関係により協議事項となります。
19	第2章	3	(2)	ウ	(シ)		電子データの保存	(ク) 集中監視制御装置の外部記憶装置等への保存に加え、クラウド上でも帳票データを保存する場合、表6の期間以上が必須となりますでしょうか。	クラウド上においても帳票データを保存する場合の保存期間については、集中監視制御装置の外部記憶装置等への保存期間よりも短い期間を認めるものとします。

ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答案
19	第2章	3	(2)	ウ	(ス)		携帯情報端末	施設の稼働状況監視、警報・故障信号の発報ができる機能とは、第2章3(2)ウ(タ)に記載のクラウド上で携帯情報端末等で監視を可能とする発信機能と解釈すればよろしいでしょうか。	クラウドを使用することも認めるものとします。
19	第2章	3	(2)	ウ	(ス)		集中監視制御装置及び遠方監視制御装置設計	「緊急時の対応に備え、監視装置には携帯情報端末などを利用して施設の稼働状況監視、警報・故障信号の発報ができる機能を有すること。なお、施設の稼働状況監視、警報・故障信号の発報機能については事業者の提案とする」とありますが、本機能を同項(タ)クラウドを使用したシステムで提案することも可能でしょうか。	その認識で相違ありません。
19	第2章	3	(2)	ウ	(セ)		市職員の監視端末	上下水道部庁舎に設置する監視端末は本工事で準備するのでしょうか。 また、導入する監視端末について ①タブレット端末 ②(ブラウザで監視可能であれば)市職員が現在利用しているPC どちらがよいといった希望はありますか。	携帯情報端末については、市で用意します。また、ブラウザ経由での監視を想定しているため、要求水準のこの部分は削除いたします。
19	第2章	3	(2)	ウ	(ソ)		帳票出力用プリンタ	帳票出力用プリンタを2台以上設けること、と記載ありますが、要求水準で求められる水準としては、集中監視制御装置から帳票出力できるプリンタを2台以上設置すること、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
19	第2章	3	(2)	ウ	(タ)		集中監視制御装置及び遠方監視制御装置設計	「無線方式(携帯網)の通信事業者及びクラウドの選定・契約は事業者が行う」とありますが、無線方式(携帯網)、クラウドサービスの利用料は、本事業の運転管理費用として計上するという理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
20	第2章	3	(2)	ウ	(タ)		各拠点の光回線引込み電路	今回、各拠点へ通信事業者が光回線を新規に引込むものと考えますが、本引込み電路の敷設工事は本事業に含まれないとの認識ですが、よろしいでしょうか。	別途事業として市の負担で行います。
20	第2章	3	(2)	ウ	(チ)		監視制御機能	監視制御を東部浄水場から行うための改造とありますが、監視制御に関する具体的な範囲をご教示いただけますでしょうか。	そのことが分かるよう追記いたします。
20	第2章	3	(2)	ウ	(チ)		集中監視制御装置	中央系の井戸の監視制御を東部浄水場から行うための改造を行うこととありますが、改造とは具体的には何を想定されているのでしょうか。 また、既設ではなく新設設備側にその機能を有することは可能でしょうか。	新規設備への追加も認めることが分かるよう追記いたします。
20	第2章	3	(2)				図6通信の2重化のイメージ	中央系の各取水設備が中央配水場に集約されていますが、別の記述では、東部浄水場に監視制御を持たせるとあります。東部浄水場に信号を集約して、東部浄水場から集中監視制御装置に送信する流れとなるのではないのでしょうか。	東部浄水場に信号を集約して、東部浄水場から集中監視制御装置に送信する流れが正しいため、修正いたします。
21	第2章	3	(2)	エ	(イ)		遠方監視制御装置	親局と子局の構成は、1対1構成とすることとありますが、今回、回線がデジタル回線を採用されることから、拠点毎に通信装置を集約するのが一般的かと思います。機器構成は、柔軟性を持たせるような記述に変更頂けないでしょうか。	1対Nを認める形で修正いたします。なお、Nについてはどれか1つが壊れても他の子局は親局と通信できることを条件とします。
21	第2章	3	(2)	エ	(エ)		遠方監視制御装置	「回線終端装置やVPNルータなどは、回線事業者から貸与されることを想定している」とありますが、具体的な適用回線種別をご教示ください。また、貸与されない場合にどのように対応いただけるのでしょうか。	回線については、フレッツ・VPNワイド、もしくはフレッツVPNプライオを想定しています。貸与されない場合は事業者で用意いただきます。
21	第2章	3	(2)	エ	(オ)		遠方監視制御装置	「既設盤からの信号取出しの別途工事は市で手配をするものとする」とありますが、信号だけではなく、電源も供給頂けると考えてよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
21	第2章	3	(4)				設計に伴う各種申請に係る業務	「設計にあたり必要となる関係機関等との協議及び提出資料の作成は事業者が行うものとし、作成に伴う一切の費用は事業者の負担で行うものとする」とありますが、現状想定している関係機関をご教示いただけないでしょうか。	NTT及び必要に応じて電力会社との協議が発生すると想定しております。
22	第2章	4	(2)	オ			使用材料	「使用材料は新品に限る。ただし、調達に難しい材料の場合は、協議の上で中古の材料の使用を認める場合がある」とありますが、一部手配不能なコネクタケーブルがあります。中古品ではないですが、コネクタケーブルは流用可能でしょうか。	手配不能な中継端子盤のコネクタケーブルについては、更新対象外とします。

ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答案
23	第2章	4	(4)				工事範囲	「既設設備を機能増設する必要がある場合は、既設改造も工事範囲に含むものとする」とありますが、既設設備を機能増設する必要があるとは、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。	技術提案の中で必要になった場合を想定しています。そのため、具体的な定義は差し控えています。 技術提案の中で必要になった場合を想定していることが分かるように修正いたします。
23	第2章	4	(4)				工事範囲	「関連工事との調整で生じる負担は工事範囲に含むものとする」とありますが、想定される間連工事は、表5で指定されたもののみと考えてよろしいでしょうか。また、当社責ではない事象にともなう負担は、工事外とするようお願いいたします。	関連工事についての調整に伴う負担は本事業の範囲としますが、事業者の責によらない事由については、市の負担となります。
23	第2章	4	(4)	ア、イ			工事範囲	「既設設備の機能増設」と「関連工事との調整で生じる負担」は工事範囲に含むとありますが、一方で、第1章4(2)前提条件には、関連工事で生じる入出力点数の変更に伴う改造は別途業務とあります。ここでいう「工事範囲」とは、設計期間中に、関連工事などで既設設備の機能増設や関連工事の調整で生じる提案時からの設計変更を含むのでしょうか。	提案時からの設計変更が生じるような事象は関連工事との調整の範疇ではないという認識です。
23	第2章	4	(5)				工事期間におけるユーティリティ	電気、通信は事業者側での調達及び管理とありますが、仮設や切替等の複雑な工事を実施する場合、既存設備と新設設備の使用料のすみ分けが煩雑となり、本工事工程に影響するものと想定されます。よって、本工事に伴う新設設備の立上、試験調整する為の電力や通信費に関しては、貴市にてご負担いただけないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
23	第2章	4	(6)				試運転調整	「試運転調整前に試運転調整計画書を市に提出し、確認を受けること」とありますが、今回、施設全体更新ではなく、一部設備の更新である為、信号を順次切換し、機能を確認することになるかと思えます。具体的にはどういった書類を想定されているのでしょうか。	施設の運転を継続しながらの切替となるため、作業の時刻や作業に伴う影響が明確に示されている書類を想定しています。
24	第2章	4	(8)				工事に伴う各種認可等の申請に係る業務	「工事にあたり必要となる関係機関等との協議及び提出資料の作成は事業者が行うものとし、作成に伴う一切の費用は事業者の負担で行うものとする」とありますが、現状想定している関係機関をご教示いただけないでしょうか。	NTT及び必要に応じて電力会社との協議が発生すると想定しております。
25	第3章	表8					運転管理業務	「集中監視制御システムの修繕補修業務」とありますが、本事業にて設置するシステムに対する緊急対応業務や精密点検、機器類の計画的更新業務も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
25	第3章	表8					運転管理業務	「集中監視制御システムの修繕補修業務」とありますが、既存の集中監視制御システムに対する緊急対応業務や定期点検、精密点検業務も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	既存の集中監視制御システムに対する緊急対応業務や定期点検、精密点検業務は本事業に含めないものとします。
26	第3章	1	(4)	イ			水道技術管理者	「受注者は、市水道技術管理者からの指示があった場合は、その指示に従わなければならないものとする。」とありますが、合理的な範囲の指示という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
26	第3章	1	(5)	ア			運転管理業務の期間	締結日（令和8年3月下旬）から令和9年3/31までは引継ぎによる準備期間となっておりますが、引継ぎ時に発生する既存業者への費用については、どのようなお考えでしょうか。	現在の運転管理業務の契約期間は令和8年3月末となっているため、令和8年4月～令和9年3月までの契約は別途行い、業務内容に引継ぎを含めます。
32	第3章	1	(13)	(キ)			受注者の負担	補修用材料費について、(14)ア(ウ)設備等の修繕に必要な交換部品費とありますが、補修と修繕の明確な区分けはどのように考えてますかご教授ください。	補修用材料に該当する物のリストを追記いたします。
32	第3章	1	(14)	ア	(ア)		発注者の負担	集中監視制御装置に伴う有線方式の回線については、貴市にて選定・契約を行うため、通信費を貴市で負担いただける、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
32	第3章	1	(14)	ア	(ア)		発注者の負担	集中監視制御装置に伴う無線方式の回線については、事業者で選定・契約を行うため、通信費を事業者で負担するという理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。

ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答案
32	第3章	1	(14)	ア	(ウ)		発注者の負担	設備等の修繕に必要な交換部品費が発注者負担となっていますが、本事業で更新する集中監視制御システムの修繕補修業務に伴う部品費や別紙6に記載する定期点検実施に伴う部品（記載される部品のみ）については事業者で部品費を負担し、それ以外の設備に関する部品費を貴市にてご負担いただける、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。ご指摘のとおり修正いたします。
34	第3章	1	(21)	イ			業務完了報告書	業務完了報告書については、届出書の他、業務内容、業務の履行状況、出来高等が把握できる資料を添付しなければならないとありますが、17年間分をまとめて提出をするのでしょうか。	その認識で相違ありません。
36	第3章	1	(27)	ア			提出書類（年間業務計画書）	P33(20)業務計画書のアには、業務開始10日前までに業務計画書を策定し提出するとの表記ですが、提出書類一覧表では年間業務計画書の提出期限が2カ月前までとなっています。前段の10日前の認識でよろしいでしょうか。	年間業務計画書はその後の調整が必要なため、2カ月前の提出となります。なお、全体の業務計画書についても2カ月前の提出へ修正いたします。
38	第3章	2	(3)	ア,イ			要求水準	提案に基づき市の費用削減（ユーティリティ等）に寄与した場合は、導入に際する費用の負担、もしくは削減額を享受できるという理解でよろしいでしょうか。また、事業者の費用削減については事業者が享受できるという認識でよろしいでしょうか。	市側の費用削減分については市側、事業者の費用削減分については事業者側が受け取るものとします。導入に際する費用の負担については市と受注者の協議の上で決定するものとして修正します。
40	第3章	3	(1)	ウ	(イ)	b	水質監視業務	遠方監視による各施設の県水水質の管理について、県から県水を受け入れる際の独自の水質管理基準はあるのでしょうか。あれば詳細をお示しいただきたくお願いいたします。	県水を受け入れる際の水質基準について、独自のものはありません。ただし、残留塩素濃度は東部浄水場0.8mg/L、北部浄水場0.9mg/L、色濁り味が異常でないこと、を目安として運用しています。
42	第3章	3	(4)	イ			水位予測シミュレーション	水位予測シミュレーションを行うためのシステムを、事業者提案として集中監視制御システムの設計・工事業務の中で構築することは可能でしょうか。その場合、本システムは貴市の資産となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで構いません。そうした提案が可能となるように修正いたします。
43	第3章	4	(1)	ウ	(ア)		日常点検	日常点検は、原則として毎日行う業務とするとありますが、P46の就業形態では、日常点検は平日の昼間勤務と記載されています。どちらが正しいでしょうか。ご教授ください。	毎日が正しいため、修正いたします。
46	第3章	4	(2)				就業形態	「日常点検は、平日の昼間勤務とし、通年（24時間365日）最低2名を配置しなければならない」と記載あります。「平日の昼間勤務」と記載ありますが、土日祝に関しても2名体制で日常点検を行う必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	通年が正しいため、修正いたします。
47	第3章	5	(5)				要求水準	保安管理業務外部委託承認（保安法人に限る。）への再委託を行う場合、電気事業法に則り、電気主任技術者を常駐しなくてもよい、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。そのことが分かるよう追記いたします。
47	第3章	5	(5)	ア			要求水準（自家用電気工作物保安管理業務）	保安管理業務外部委託承認について貴市と受託者（JV）と保安法人の三社での契約は、可能でしょうか。	可能とします。
54	第3章	7	(1)	ア			修繕補修業務	19ページ第2章3設計業務（2）ウ（セ）に規定の職員用監視端末（PC、タブレット等）も本工区内で準備する場合、修繕補修対象となるのでしょうか。	端末の用意を業務対象外とするため、修繕補修の対象外となります。
54	第3章	7	(1)	イ			集中監視制御システムの修繕補修業務	集中監視制御システムの修繕補修業務とは、集中監視制御システムに関する要求水準で示された性能を、事業期間終了時まで維持するために実施する必要のある機器又は設備の更新等を含む、と理解すればよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
54	第3章	7	(1)	イ			修繕補修業務	更新する集中監視制御システムの修繕補修業務で、補修費について上限の表記がありませんが、18年間の運転管理期間中は、消耗品交換も受託者負担となるのでしょうか。また、既存システムに関する緊急対応業務・精密点検に係る費用は積算範囲に含まれますでしょうか。	更新する集中監視制御システムについては、運転期間は16年間ですが、その認識で相違ありません。
64	第4章	別紙2					東部浄水場設置	*1「事業期間機能増設 概数」の点数は、受変電と主ポンプを除く設備が事業期間にコントローラからテレメータに直接入力となった場合の機能増設想定とありますが、*1の記載が無く、何を示されているのかご教示願います。	修正いたします。

ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答案
65	第4章	別紙2					北部浄水場設置	*1「事業期間機能増設 概数」の点数は、受変電と主ポンプを除く設備が事業期間にコントローラからテレメータに直接入力となった場合の機能増設想定とありますが、*1の記載が無く、何を示されているのかご教示願います。	修正いたします。
69	第4章	別紙5					水質管理要求水準目標値	非常時に給水区域末端部で遊離残留塩素0.2mg/L以上保持することとあります。ここでいう非常時とは、水道法施行規則第17条第1項第3号で規定する「供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合」を指しているのでしょうか。	質問の状況に限定せず、非常時にはより塩素濃度を高めて安全確保を行うという意図の記載になります。非常時の定義について説明を追加します。
69	第4章	別紙5					水質等管理基準	末端監視箇所と給水末端は、それぞれどの水質モニタを指しているのでしょうか。	末端監視箇所は全ての水質モニタ及び監視員による監視箇所を指しています。給水末端は全ての水質モニタを指しています。
73	第4章	別紙6	c				自家用発電設備の定期点検	非常用発電機の点検周期が「1日1カ月」となっていますが、どのような周期なのでしょう。	運転音、回転過熱、異臭、給油状況は1日、スリップリング、ブラシ、カップリング点検は1カ月のため修正いたします。
78	第4章	別紙7	a				受変電盤・配電盤・発電機盤保守点検	上下水道部庁舎と東部浄水場の記載設備容量が現場見学会で確認したものと相違があります。正確な容量を教えてくださいませんか。	下記について修正いたします。 【上下水道部庁舎】 650KVA→400KVA 【東部浄水場】 2,330KVA→2,630KVA
92,93	第4章	別紙7	d				精密点検・試験等実施基準 ・テレメータ保守点検	テレメータ保守点検対象として記載される各井戸に対する型式は、本事業にて設置する通信装置の型式に読み替えることで問題ないでしょうか。	その認識で相違ありません。明記いたします。
95	第4章	別紙7	f				次亜注入設備点検整備	東部浄水場の次亜注入設備は精密点検の範囲に含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
95	第4章	別紙7	f				次亜注入設備点検整備	北部浄水場・西部浄水の点検周期が令和8年度から20年間との表記ですが、事業期間は、令和8年度から18年間となっています。18年間の認識でよろしいでしょうか。	令和9年度から17年間が正しいため、修正いたします。
95	第4章	別紙7	f				次亜注入設備点検整備	注入ポンプの点検周期は隔年とありますが、表の周期では3年に1回とあります。どちらが正しいでしょうか。ご教授ください。	表の周期が正しいため、修正いたします。
101	第4章	別紙7	h				クレーン・ホイスト設備保守点検	点検周期が年2回実施とありますが法定点検は年1回であり自主点検なので年1回が妥当だと思います。年1回の認識でよろしいでしょうか。また年2回の場合は、理由をご教授ください。	年1回に修正します。
102	第4章	別紙7	j				北部浄水場天日乾燥床汚泥搬出	年4回の根拠を教えてください。又、乾燥状態などで回数の増減等は可能でしょうか。	実績の搬出回数に対して安全を見た回数となっています。回数の増減は認めるものとし、修正します。